

医政発0204第2号

平成27年2月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱の一部改正について

床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月7日医政発第0307第3号本職通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」により実施したところであるが、今般、同通知の別添「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成27年2月3日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

別添

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱

医政発0307第3号
平成26年3月7日
一部改正 医政発0204第2号
平成27年2月4日

1 目的

スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

(ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

3 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

4 事業内容

- (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む)
- (2) 自動火災報知設備整備
- (3) 火災通報装置整備

5 交付対象

平成26年10月に交付された消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)等により新たに4に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱 新旧対照表

新 通 知	現 行
<p style="text-align: center;">有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱</p> <p>1 目的 スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体 (ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者</p> <p>3 補助対象施設 診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟</p> <p>4 事業内容 (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む) (2) 自動火災報知設備整備 (3) 火災通報装置整備</p> <p>5 交付対象 平成26年10月に交付された消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)等により新たに4に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務が生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱</p> <p>1 目的 スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体 (ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者</p> <p>3 補助対象施設 診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟</p> <p>4 事業内容 (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む) (2) 自動火災報知設備整備 (3) 火災通報装置整備</p> <p>5 交付対象 消防法施行令及び火災予防条例において、平成26年2月6日現在、該当の消防用設備等に対する設置義務のない施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。</p>